

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

当法人は平成4年に地域ケアプラザの運営を受託し、これまで33年にわたり拠点運営をとおりし地域に根差してきました。地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけられている地域ケアプラザの役割は、福祉・保健に関する相談をはじめ、身近な地域で支えあう仕組みづくり、地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくりなど、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援する中核的な拠点として機能しています。

地域ケアプラザの指定管理者として、第5期横浜市地域福祉保健計画（よこはま笑顔プラン）の基本理念である、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう」の実現を目指し、次のとおり取り組みます。

- 1 地域に赴き顔の見える関係性を築くことで、地区連合町内会をはじめ、民生委員・児童委員などによる見守りや地域活動など、福祉保健活動の運営・拡充に向け支援の充実に取り組みます。
- 2 地域の身近な相談窓口として、支援が必要な人の生活課題が複雑化・深刻化する前の段階で適切な支援につながるよう、あらゆる相談や情報を受け止め課題解決に取り組みます。
- 3 高齢化などが進むことで、判断能力の低下や認知症を発症する人が増えています。認知能力の低下や障害により判断能力が十分でない人に対する虐待や権利侵害を防ぐためにも、権利擁護や成年後見制度の利用促進に取り組み、課題が深刻化する前に支援につなげていきます。
- 4 ひとり親や病気を抱える家庭の子ども、身寄りのない高齢者、障害のある人や外国籍の人など、サポートが必要な方々に対して、地域サロンの紹介や地域ケアプラザの貸室を利用した「居場所」等をとおりし、社会的孤立を防いでいきます。
- 5 誰もが安心して暮らし続けられるには、一人ひとりの価値観や思いに着目することが大切です。障害のある人や外国籍の人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重

しあえる地域づくりを進めていくため、福祉教育や啓発活動を通じて、多様性への理解を促進していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

担当地域では、神奈川県が無形民俗文化財に指定される「お馬流し」という伝統行事が行われており、古くからの景勝地として横浜の代表的な観光地でもあります。本牧・根岸地区の総人口、世帯数はともにやや減少が見られ、特に14歳以下と15歳～64歳の人口が減少しています。子どもの数は減少していますが、14歳以下の人口割合は区内で最も高くなっています。一方で高齢者人口、特に75歳以上の単身世帯数の増加が顕著に見られています。外国人居住者数は全体の約3.7%であり、区内の中では少ないと言えます。地区としては学校や福祉施設・企業等と連携した様々な取り組みが継続して行なわれています。

課題として、担い手の高齢化に伴い、活動の対象者や目的を見直していく必要があること。自治会町内会に加入していない世帯へ地域情報が行き渡りづらいこと。地区内にある障害施設等の状況が見えづらいこと。地域とのつながりのない高齢者、障害児・者、子育て世帯が多いこと等があげられます。

それら課題を解決するための具体的な連携方法としては、地域福祉保健計画地区別計画推進母体である本牧・根岸地区社会福祉協議会理事会や民生委員・児童委員協議会をはじめとした地域で行われる会議への出席を行うこと。ケアプラザでの事業、地域活動への訪問等を通じた関係者との交流や意見交換を行っていくこと。また、地区社会福祉協議会理事会に区役所と区社会福祉協議会とケアプラザの三者からなる地域支援チームが参加し、地域での活動を把握した上で、適宜、情報提供を行っていくことに取り組みます。その他、包括レベル地域ケア会議や協議体の場を通じ、地域の方々と関係機関の連携を進めます。地域活動は広報紙やSNS発信、ケアプラザで毎月行うサロンやケアプラザ祭り（ぽんちゃん祭り）等の場に協力をいただきながら、魅力の発信を行っていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

区役所、区社会福祉協議会とは担当地区の情報共有と地区別計画推進についての支援方針協議の場として地域チーム会議を定期的に行う中で連携を図っていきます。ケアプラザでの事業はテーマに応じて区役所や区社会福祉協議会、区内ケアプラザとの共催による実施も検討し、地区社会福祉協議会や関係機関（相談支援機関、区民利用施設、学校等）から協力を得て行うことにも取り組みます。その他、民生委員や保健活動推進員、ヘルスメイト等の地域の方々との連携、「お馬流し」や本牧の歴史の発信に取り組む八聖殿郷土資料館や担当地区内で活動するお囃子団体等、様々な団体と連携を行っていきます。

個別支援では、地域包括職員と区高齢・障害支援課地区担当、区社協職員との間で定例カンファレンスが毎月行われており、今後も継続していきます。民生委員、介護保険サービス事業所、ケアプラザ協力医や近隣医療関係機関、その他相談支援機関との連携にも取り組んでいきます。

他のケアプラザとは、地域包括支援センター、両コーディネーター、ともに職種ごと定期的な連絡会が行なわれています。共催での区民向けの講座や事業の実施において、引き続き連携、協力して取り組みます。地域ケア会議や協議体、民生委員とケアマネジャーの交流会等の地域と関係者間の連携を進める企画の開催も行っていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

基本理念

当法人は「福祉の追求」のもと、4つの思いを掲げています。

1 ご利用者幸福の追求

私たちはご利用者を尊敬し、生命、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そしてQOLの向上に根差した、真の満足を追求します。

2 地域貢献の追求

地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

3 職員幸福、職務環境の追求

法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

4 今を、未来を支える福祉の追求

私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

基本方針

我々は大切な今を守るためにこれからも変わり続ける。

- ・歴史と文化（会社の歴史と地域の歴史）
- ・生命の価値（福祉の本質の追求）
- ・人生の喜び（働くことの本質の追求）

我々はこの福祉事業を立ち上げた時からずっと変わらず地域の皆様や地域の歴史、お客様や取引企業様へのホスピタリティ、スタッフが働くことへの喜びを守っていくために、一步もさがらず変わり続けていくことを誓います。

業務実績について

当法人は1952年に創業し、70年以上の歴史をもつ社会福祉法人となりました。戦後の荒廃した横浜の街を立て直すためには「まずは人から」との思いで、社会福祉の充実を唱え、焼け野原だった横浜の街の片隅に有志が集まり、ありあわせの木造家屋で制度も物資も不十分な中、屋根と食事を提供し人の思いの力を集めることで横浜の街のために活動を開始しました。

現在では、地域の「今」の福祉を守りぬくために福祉サービスを継続し、県内外で17の拠点を運営し、歩みを重ね地域に貢献しています。

1 実施事業の概要

救護施設、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業、老人デイサービス事業、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、障害者施設入居支援、障害者就労支援、高齢者用市営住宅等生活支援派遣事業

2 事業所数

生活保護施設（1施設）、指定介護老人福祉施設（6施設）、地域ケア施設（4施設）、居宅介護支援事業所（2事業所）、障害者就労支援型施設（2施設）、指定障害者支援施設（3施設）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

予算については、理事会承認のもと予算計画に基づいて適性に執行されており、監事監査、監査法人監査においても指摘事項はありません。

法人税等の滞納の有無

法人税については、当法人は法人税法第4条1項及び地方税法第296条第1項及び第2項に規定する収益事業等を令和3年度、4年度、5年度において実施していません。

消費税及び地方消費税については、毎年申告し、未納はありません。

財政状況の健全性

1 自己資本率

令和5年度の資産総額は133億9,135万円、純資産額は100億1,137万円となり、財務の安定性・健全性をみる自己資本率は、74.8%で、十分な自己資本があります。

2 流動比率

短期の負債に対する支払能力は、令和5年度525.7%あり、一般的には150%を超えることが望ましいなか、それをはるかに上回る流動資産を保持しています。

3 負債比率

令和4年度に特別養護老人ホームみなもの桜開所、令和5年度に千曲園、佐久療護園にて太陽光設置に伴い、令和5年度の負債総額は33億7,998万円、うち施設建設、太陽光設置にかかわる借入金等は22億6,313万円、資産総額は133億9,135万円となり、総資産に対する負債の割合は、33.8%で、返済は確実に行われています。

安定した経営基盤

当法人は救護施設・介護老人福祉施設・ケアプラザ・障害者支援施設・就労支援型施設を経営しており、事業活動当期収支差額比率も各事業にバラつきはあるものの、法人全体で令和5年度は3.2%、1億7,458万円を計上することができました。

今後、安定した経営基盤を作るため各事業所の各課題について解決に取組み収支向上に努めてまいります。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長予定者の配置について

地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけられている地域ケアプラザの所長は、施設や組織の運営を総括し、業務の効率化や安全確保を図る役割があり、施設の規模や地域の状況に応じて、適切な人材を配置します。当法人は、地域に根差した福祉事業を幅広く提供している強みを生かし、様々な環境でスキルや人間力を学んだ経験豊富な指導力のある者を配置し、所長としての役割を果

たしていきます。

職員の確保、配置について

職員の確保に向けて、人材育成計画やキャリアパス、福利厚生といった魅力ある制度を設けるとともに、ワークライフバランスを重視した柔軟な労働条件を提供し、適切に職員を配置します。

法人では、有資格者の確保に向けて資格取得支援を行っています。資格取得に必要な費用負担のほか、必要な研修を業務として認めるなど資格の取得を推奨し、新しい知識や技術を学ぶことで職員としての自己成長につなげていきます。

また、法人の魅力を伝える場として、学校や求職者に向けて職場説明会などの有意義な情報交換会を設け、法人に関心を持っていただくことで経験者や有資格者を確保していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

人材育成について

法人における最大の財産は人材であり、その向上と就業の継続は法人全体の価値を高めることを自覚しています。福祉の教育課程を受けている職員、福祉の実務経験を持って入職した職員には、速やかに活躍できる環境を整えます。福祉経験が無い職員には、法人として体系化した教育を提供し、経験豊富な社員が若手社員をサポートすることで知識やスキルの伝承を行い、将来的に総合力を持った職員を輩出していきます。さらにこれからの福祉を追求する法人として、将来を見据えた学びを可能とするため、法人独自のオンライン上の知識交流拠点を整備しています。新しいコンテンツの活用により、研修参加率の底上げ、研修の質の向上などの効果を生みだし、利便性の向上を図るとともに、職員同士の知識の交換、そこから得られる気づきや発見など、学びを通じて人生を豊かにすることで、職員のモチベーションを高めていきます。

人材育成計画及び人事考課制度

法人では人材育成に向けた「人材育成計画」を作成し、職員のスキルや能力向上を目指し、業務の効率化を図ります。

また、人事考課制度として職員の目標への努力を支援する「目標支援制度」を導入しています。制度の導入にあたっては、キャリアパスを設定し、個々の職員が等級において求められる役割を明確にしています。その上で、等級に応じた役割や目標への努力を細かく把握、評価することで、評価結果を昇給や昇格に反映させる仕組みとしています。

研修計画について

地域ケアプラザの機能を発揮するためには、地域の現状や特性から地域診断を適切に行い、地域のニーズをしっかりと受け止め、地域が今後どのように変化していき、どのような支援をしていくことが必要なのかを判断し、長期的な視点で捉え実行していく必要があります。

そのような視点には、各職種の専門分野での知識習得に加えて様々な視点を持って物事を捉え、それを日頃から地域の皆様と対話しながら確認出来る人間性と、でてきた課題に取り組める実行力のある職員育成を計画的に実行します。

階層別研修・・・職員を経験年数や習熟度に分けた階層ごとの育成を実施いたします。

- ・初級階層（１年未満）
- ・中級階層（１～３年未満）
- ・上級階層（３～５年未満）
- ・指導的職員（現場役職者）
- ・管理者

専門職研修・・・資格の有無にかかわらず、担当業務の専門領域での研修を行い、資質向上を図ります。

- ・介護支援専門員 実務従事者研修
- ・主任介護支援専門員研修
- ・地域包括支援センター職員基礎研修
- ・地域包括支援センター職員実践能力向上研修
- ・地域福祉コーディネーター養成研修
- ・生活支援コーディネーター養成研修
- ・介護技術研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修
- ・個人情報保護に関する研修
- ・倫理及び法令遵守に関する研修
- 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは市民の誰もが利用する地域の身近な施設です。環境が安全であることは利用者の安全のみならず、職員が健全に働く環境においても必須であると理解しています。

安全で快適に利用していただくために、定期的な専門業者による保守管理、適切な修繕を行い、耐用年数や使用頻度を考慮した修繕計画により、利用者に不利益がないよう予算を考慮し実施していきます。予算で収まらない修繕に関しては、横浜市と協議し必要な措置を講じていきます。

また、日頃より職員による館内美化に努め、利用者が不快感なく快適に施設を利用できるように心がけていきます。

保守点検

利用者が安全で快適に利用できるように施設に応じ次の点検を定期的実施していきます。

1 2 条点検、日常清掃（毎日）、植栽保守（随時）、機械警備（通年）、排水管清掃（年 1 回以上）、エレベーター保守（月 1 回以上）、自動ドア保守（随時）、消防設備保守（年 2 回）、空調機器関係保守（随時）、受水槽（年 1 回以上）、給湯設備定期点検（年 1 回以上）、電気設備（随時）、設備総合巡視点検（月 1 回以上）、自家用電気工作物保守（年 1 回以上）、害虫駆除（随時）、小破修繕（随時）

長寿命化への取り組み

地域ケアプラザの将来を見据え、「横浜市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、長寿命化の観点から耐用年数や使用頻度を考慮し、計画的かつ効果的な保全や更新など長寿命化対策を実施していきます。

また、環境性能の高い施設の整備や ESCO 事業・省エネ改修等を実施し、脱炭素化の取り組みを進めていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

市民の身近な相談窓口である地域ケアプラザは、誰もが利用できるように、利用者の公平性に配慮した整備・運営をしています。万一事件事故が発生した場合に備え、事故防止・緊急時などのマニュアルを整備し、定期的に研修や訓練を実施し有事に備えています。

事件事故の防止体制

「人間は失敗を犯す」という前提条件を常に忘れず、あらかじめ起こり得る事件事故を想定し発生防止に向けて最大限に取り組むことを目標に、事故防止のための規則・マニュアルを整備し、二重三重に確認を行います。作成したマニュアル等は整備するだけでなく、内容毎に最低でも年 1 回の間隔で研修を行い、職員に意識づけを行い事故防止に向けた危機管理に取り組みます。

また、緊急時対応マニュアルの整備、SNS 安否確認サービスの導入、夜間機械警備等のセキュリティーシステムを施設の実情に応じて導入し、事件事故の防止に備えています。

事件事故発生時の対応

万一事故が発生した場合、緊急時対応マニュアル等に基づき、速やかに対応するとともに、法人として相手の立場にたった対応で、本人や家族の気持ちに配慮し誠意をもって対応します。

また、突発的な事故や急病人が発生した場合、冷静に対処することを心がけ、職員は2名以上の対応を原則とし、被害にあった人の安全を確保したうえで必要に応じ救急・警察への通報など最善の救助に努めます。緊急対応については管理者に指示を仰ぎ適切に対応しますが、管理者不在の場合は、区役所所管課へ速やかに連絡し対策を講じていきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時に備えた事前準備

横浜市との協定にもとづき、自宅や地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のための二次的避難所としての機能を果たすため、施設の災害対策マニュアルに基づいた訓練（避難訓練・消火訓練等）を年2回以上実施するほか、勤務時間外に大規模な災害が起きた際に、初動体制がとれるように職員参集訓練を行い有事に備えて行きます。

また、各地区の地域防災拠点での訓練への参加をはじめ、横浜市の「災害時情報受伝達訓練」や、横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会の災害対策プロジェクトにおける施設間や他都市施設との相互支援を想定した情報受伝達訓練に参加し、大規模な災害が発生した場合でも、職員・施設利用者が安全に避難できる体制づくりに取り組みます。

応急備蓄の取扱い

横浜市から供給される災害時応急備蓄を適正に管理し、消費期限が迫ってきた備蓄については、避難訓練時に参加者に配るなど有事に役立てていきます。

福祉避難所の運営方法

発災時には法人の「SNS 安否確認システム」により職員同士の状況を報告しあうとともに、事前

に定めたBCP（事業継続計画）に基づき各拠点に参集し、福祉避難所の開設準備が整い次第、災害対策本部の要請に基づいた避難者の受け入れに協力していきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

各地区で実施されている防災拠点運営会議・訓練をはじめ、防災に関する活動に参加し、地域情報を把握し、災害時の対策について取り組みます。

また、横浜市が作成している「防災マップ」等を活用し、施設が立地している地盤や地形などの情報を基に、想定される災害を予測していくほか、「避難確保計画」を作成し、計画に基づいた避難訓練を実施することにより、実践的、実用的な災害対策を講じていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公的機関である地域ケアプラザは、地域住民や団体、介護保険事業者等に対して、公正中立な立場で対応していきます。たとえば地域包括支援センターで介護保険サービス事業者等の選択に係わる相談を受けた場合、相談者の意向に反して職員が特定の事業所を決めてしまうといったことがないよう相談者の意志を尊重します。

また、介護情報誌や介護情報サービスかながわなど、利用媒体の多様化によるシステムを活用し事業所の一覧を提示していくことで、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けていきます。さらに介護保険サービス種別毎に選択率をカウントすることにより、偏った事業所への選択が発生しないように管理者は日頃から職員の対応状況の把握や指導に努めていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

子どもから高齢者や障害のある人など、施設利用者から様々な意見や要望をいただくことがあります。なかでも苦情は法人にとってネガティブなイメージがあるものですが、苦情も要望やニーズに基づく大切な意見であると捉え、職員会議等で検討し改善につなげていきます。

また、意見を適切に伝えられる事業所であるために、利用者とは常日頃より垣根のない関係性を

築き様々な場面でニーズ把握に努力します。

意見、苦情の受付方法として、施設内への「ご意見箱の設置」や「法人ホームページでの専用フォーム」を作成し、施設に来所できない場合や対面では伝えにくい内容の意見もいただけるような手段を確保していきます。

第三者委員会の設置

苦情解決に当たって社会性及び客観性を確保するとともに、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員会を設置し、中立・公正な立場で解決に当たります。

利用者アンケート

利用者満足度等を把握するため、事業ごとに利用者アンケートを実施します。アンケートの結果、把握した運営上の課題やその改善策について振り返りシートを作成し改善につなげていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

個人情報の収集・利用及びその管理について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び法人規定に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱います。

条例及び規定に則り、個人情報保護に関する研修を年1回以上実施し、職員の意識啓発を図るとともに、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

また、個人情報保護マニュアルを整備し、適切に個人情報を管理・使用していきます。

情報公開

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、事業計画・報告、収支状況、利用者アンケートの結果、苦情対応結果、第三者評価結果などを、施設内における閲覧やSNS・ホームページ上へ掲載し、正確で分かりやすい情報を積極的に開示していきます。

人権尊重

当法人はSDGsの考え方を取り入れる中で、ジェンダー教育を重視しています。横浜市の人権尊重のための指針「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」等を活用し、職員はもちろんのこと地域の中でも意識が高まるような研修や勉強会を実施し、多様性を理解し尊

重しあえる地域づくりを目指します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ 5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮

「横浜プラ 5.3 計画」を推進し、職員は日頃の活動の中でごみの分別や削減、こまめな消灯、使用しない機器の電源遮断等に取り組むほか、照明機器の LED 化促進や節水コマの設置など、施設設備においても省力化を進めていきます。

また、施設の諸室に環境に配慮した脱炭素取組宣言や環境 PR ポスターの掲示などを行い、施設利用者にも環境への配慮を求めています。

資源の再利用として、コピー用紙の裏紙利用など使える物は大切にしてお返しリユースしていくとともに、不要になった物でもリサイクルの可能性を常に念頭に置き、その処理方法についても考えていきます。

市内中小企業優先発注

市民活動がより良いものとなるためには市内経済が大切であり、横浜市における「市内中小企業振興条例」を踏まえ、地元の商店、企業を優先して発注することを重視します。

また、身近で多様な供給網を持つことで、災害など、運営の支障となり得る事態に対して強い施設づくりに努めます。

男女共同参画の推進

当法人は戦後、困難を抱える方を支援する上で、安定した就労環境により職員の生活を安定させることを大切にしてきました。近年は活動の持続性という視点で SDG s を重視し、その理念を取り入れることで、男女の別や国籍、障害を抱えるなどに捉われることなく、労働環境の課題と向き合い、すべての人の尊厳が守られ個性と能力を十分に発揮し、誰もが活躍できる地域・職場環境の実現を目指しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を

行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

広報紙「和田ぽん通信」を隔月で発行し、自治会町内会の回覧及び掲示板での周知を継続しています。幅広い世代へ情報を届けることと、自治会町内会の無いマンション等の集合住宅の居住者へ情報を届けることを意識し、SNS（ブログ・インスタグラム）での発信も引き続き行っています。また、地域のサロン等に足を運んでの事業の周知や直接のお声かけにも取りくむことで、事業への参加、施設の利用促進に取り組みます。

福祉保健活動の活動場所としての施設利用の申し込みは毎月1日の午前中に先行受け付けを行っています。登録団体に応じて2か月先、3か月先の申し込みを窓口と電話で受け付けており、申し込みが重なった場合には抽選を行い、落選となった団体には空いている日程を提示することで、効率的な貸し出しにつなげています。貸し館利用の空き状況については館内に予約状況表を掲示する他、ホームページ上での公開を定期的に行っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・外国人・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

ケアプラザにはあらゆる層の相談を受け止める役割があります。高齢者・子ども・外国人・障害者等、行政や相談支援機関との連携を行うことでワンストップサービスに取り組んでいきます。具体的には個別相談における世帯への支援、他の相談機関が関わっている支援対象者がケアプラザ事業に参加している場合等、他の相談支援機関担当者との連携を図ります。また、そのような連携が行えることを目的として行われる区役所主催の会議にも出席し、相談支援機関との連携が行えるように努めていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

ケアプラザにはあらゆる層の相談を受け止める役割と、個別ケースの課題から地域課題を抽出し、まちづくりにつなげていくという役割があり、その役割を果たすためには施設内での連携、民生委員をはじめとする住民との連携、相談支援機関との連携が必要と考えます。所長と5職種（地域包括支援センター職員3名、コーディネーター2名）が事業の開催により効果的な成果を出していくことを目的とした会議を毎月行うことで、情報共有と事業の検討を行います。

また、同じ課題を抱える地区を担当する他のケアプラザや担当地区にある他の区民利用施設、

その他相談支援機関と共催することにより、より多くの周知がなされ、参加者の増加につながる
こと、開催側の事務を分担することにより、負担の軽減を図れるものとも考えます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載して
ください。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を営むことを目指してネットワークを構築していくこ
とは、地域ケアプラザの使命であると考えます。ネットワーク構築実現のためには、地域行事等
へ積極的に参加し、話し合いの時間を持つことが必要です。参加者及び担い手の把握から、各単
位町内会レベルでの課題の抽出、地域資源や人材のネットワーク化に取り組みます。ネットワー
ク構築は地区にとらわれ過ぎず、地域に住まう方々と関係者をつなぐところから行っていきま
す。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してく
ださい。

区行政が掲げる運営方針（令和６年度は「誰もが安心と活力を実感するまち中区～住んで良し、
働いて良し、訪れて良し～」や中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」）を踏まえ、地域の身近
な相談窓口としてケアプラザの機能を活かした取り組みを行います。

具体的には中区地域福祉保健計画の策定・推進をはじめ、横浜型地域包括ケアシステム構築等、
あらゆる事業において連携してその責務を果たしていきます。日々の業務の中で寄せられる様々
な地域の声に耳を傾け、地域の方々が描く地域社会の将来像を見据え、福祉保健の諸課題に対応
していくとともに、地域防災などの面においても、その職責を果たしていくとともに、区行政と
連携により課題を解決し、豊かな地域社会の実現に寄与していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チーム
のメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体
制でどのように取り組むか記載してください。

地区別計画の推進の事務局は本牧・根岸地区社会福祉協議会の理事会が担っており、隔月で会

議が開催されています。地区別計画の進捗の確認、必要な情報提供を地区別支援チームから適宜行なうため、支援チーム会議も隔月に開催し、地域で開催されている会合や行事等の共有や計画推進のための支援方針の検討を行っていきます。

ケアプラザでは、所長、地域包括支援センター職員 3 名、コーディネーター 2 名の計 6 名が地区別支援チームのメンバーとして関わっていきます。地域で行われる活動に積極的に足を運ぶことにより、活動及び参加者と担い手の把握等を行い、地区別計画の後方支援や支援チーム内での共有、検討につなげていきます。また、地区別計画とリンクするケアプラザ主催事業においては、事前に地区社協理事会の場で意見聴取等を行うことで、地区別計画の推進も図ります。令和 7 年度、第 5 期地区別計画策定にあたっては、高齢・障害・子どもの分野で地域の方々と関係者で懇談会を行います。策定後の計画推進においても各分野の施設や事業者の協力を得て、チームとして推進に取り組んでいきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

総合相談、認知症支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、地域ケア会議等のあらゆる場で民生委員をはじめとする住民や関係機関との連携を行い、チームとしての支援を進めていきます。介護予防につながる事業においては、地域組織・団体をはじめ、区行政等と調整・協議しながら、体操・口腔・栄養といった講座開催を企画、運営し、介護予防に関する普及啓発に取り組めます。普及啓発には SNS での動画も含めた情報発信など紙媒体以外の活用も進めていきます。講師には専門家だけでなく、地域の活動者や企業を巻き込みながら、活動の自主化を含めた支援展開を促していきます。

子ども、子育て支援においては、自主事業の子育てサロンをはじめ、中区地域子育て支援拠点「のんびりんこ」及び子ども家庭支援課と連携を図り、子育て支援ネットワークに積極的に関わっていきます。子育てサロンは対象となる子の成長に伴い、参加者が入れ変わっていくことから、活動の周知発信に努め、事業への参加者増を目指します。

多文化交流支援は、区内には外国にルーツを持つ住民が多いことを考慮し、国際交流ラウンジ等との連携を図り、文化の違いをお互いが理解し合える機会の創出に取り組んでいきます。ケアプラザの既存の事業で、英語版・中国語版チラシを作成することで、参加者を拡げられるものについては、国際交流ラウンジと連携して行っていきます。

障害への理解啓発、地域の障害施設の周知については、中区社会福祉協議会、地区社会福祉協

議会、関係機関やエリア内施設との連携協力を進め、事業の企画を行っていきます。

イ 福祉保健活動団体が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域で活動している当事者団体、支援者団体、ボランティア等に対し、安定的かつ継続的な活動支援のため部屋の貸し出しを行っていきます。より多くの団体等が使用できるよう、貸し館の利用状況を施設内に掲示し、ホームページ上での公開も行っていきます。電話等での空き状況の問い合わせに対しては、希望日時がふさがっている場合には代替候補を案内し、空いている部屋の有効活用を行っていきます。特に利用希望の多い多目的ホールについては、利用人数、活動内容等に応じ、他の部屋の案内を行っていきます。

毎年行われるケアプラザ祭り（ぽんちゃん祭り）において、貸館利用団体から披露・展示を募り、互いの活動を知ること、交流を図り、新たな活動やネットワークができる事につなげていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティアを希望される方と実施団体とのコーディネートや、志を同じくされるボランティアの組織化等を図ります。次世代ボランティアの継続的な育成として学校等と連携・協力により、小・中学生のボランティア活動への参加を積極的に促し、お祭り等地域活動へのマッチングに取り組んでいきます。

介護予防、生きがいづくりとして、「よこはまシニアボランティアポイント事業」ポイント付与施設としてボランティア受入れを積極的行っていきます。また、ボランティア活動のきっかけ作り支援として有資格者による登録研修会を行っていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

情報収集の具体的な取り組みとして、地域で取り組まれているサロンや給食会、行事への参加、地区民生委員・児童委員協議会等の会議への出席を積極的行います。会の主催者からの活動状

況の確認、参加者からの生活状況の把握に取り組んでいきます。

情報提供、情報発信としてケアプラザ広報紙「和田ぽん通信」を隔月発行しています。自治会町内会に協力をいただき、回覧と掲示が行なわれています。また、地域内の医療機関、薬局、商店等に掲示依頼する等の発信を行っていきます。担当地域内には自治会町内会の無い集合住宅があることや、若い世代へのアプローチとして有効な SNS を通じた発信にも力を入れていきます。

発信する情報はケアプラザの事業だけでなく、地域活動の紹介や地域で取り組まれている活動、取り組みについても掲載し、幅広く発信を行うことで地域における福祉保健活動の活性化にもつながられるように取り組んでいきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

ニーズの把握の方法として、行政から提供される概況シート、JAGES のデータ、区役所・中区社会福祉協議会・ケアプラザが協働で作成する地区のアセスメントシート、地理的特徴や課題を踏まえること。その上で地域訪問を行い、参加者、民生委員やサロンの担い手との交流から声を拾うことで行っています。また、ケアプラザで行う事業での参加者からのアンケート、地域包括支援センター、区の高齢・障害支援課、中区社協の 3 者で毎月行われている定例カンファレンス、ケアマネサロンへの参加を通じても生活上のニーズ把握を行っています。

得られた情報の分析は、アセスメントシートの定期的な更新、得た情報の可視化、区内生活支援コーディネーター連絡会での共有の中で行っています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域の方々や関係機関団体からの情報の中から社会資源として活用できる可能性のある商店、事業所、施設等を訪問し、実情の把握を行います。商店や事業所に対し、地域に興味を持っただけのように地域のニーズを伝え、関係性を築く中で情報収集を行っています。また、ケアプラザ内の地域包括支援センター職員、ケアマネジャーはもちろん、地域で活動しているケアマネジャーが集うサロンに参加することにより高齢者が活用しているインフォーマルサービスの情報の収集にも取り組みます。

得られた情報はマップ作成やファイル作成することで可視化します。可視化することで地域に不足している資源、周知の必要性等、分析に繋がります。地域に不足している社会資源については、新たな社会資源の創出につなげられるように協議体の開催の検討に活かしていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

住民が目指す地域の実現には多様な団体や人がつながり、地域が目指す方向性を共有することが必要と考えます。地域で開催されている定例会等の場に参加させていただき、住民と話し合える機会をつくり、具体的な課題の共有や解決を目指した話し合いの場の支援を行います。また、そのような場は住民や団体が参加しやすい町内会館等で行えることを第一に考えていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

丘陵地のため買い物に困っている高齢者が多い自治会町内会へ野菜の移動販売を繋ぐこと。独居高齢者の孤独死を防ぎたいマンション管理会社と住民を繋ぐこと等への取り組みが進んでいます。マッチング支援として、まずは住民と関係者の話し合いの場である協議体の開催を支援していきます。区内生活支援コーディネーター連絡会への関わりや市内生活支援コーディネーター有志で行われている研究会への参加は、他の地域で行われている様々なマッチング事例を学ぶ機会でもあるため、積極的に参加を行っていきます。既に行われている活動を、より高齢者の生活ニーズを満たせる形にバージョンアップ出来ないかという視点も持って、マッチング支援に取り組んでいきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センター3職種（主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士）がそれぞれの専門性を生かした相談支援、ワンストップサービスを心掛け、福祉、保健に関わる様々な分野の情報提供に努めるとともに、各関係機関と連携して対応します。

高齢化が進む中において、起伏の多い地域からは相談に来ること自体が困難ということも多いため、相談者の状況に応じて訪問を行い、的確に状況を把握したうえで必要に応じたサービスの提案や関係機関に繋いでいきます。

また、日頃から地域で行われているサロンや地域活動に足を運ぶこと、ケアプラザに配置されている地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターとの連携により、ケアプラザを身近に感じ、困りごとを話せる職員がいると感じていただけることを目指します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者人口の増加に伴い、公的資源だけではなく地域を見守るネットワークの重要性が高くなっています。とりわけ認知症に対する住民の関心は高く、認知症初期支援チームなどの専門家との連携による切れ目のない対応、住民や企業向けに地域の町内会館等の「場」を活用した認知症サポーター養成講座の開催、企業を巻き込んだ支援の輪の拡大により、認知症の正しい理解の啓発に取り組んでいきます。

具体的な展開としては、地域ケア会議等の開催はもちろん、サロン、広報紙を始め SNS を活用した発信により地域の理解を進めていきます。また、地域の方やケアマネジャーへの呼び掛けによって誕生したキャラバンメイトチーム「チームオレンジぼんちゃん」を主体とした認知症サポーター養成講座の開催です。特に、本牧南小、間門小といったエリア内小学校での開催を継続的に行っていけるよう取り組みます。また、未開催の学校への働きかけにも取り組んでいきます。

介護者のつどい「カフェ★はれやか」（隔月開催）を通じて、認知症の家族を介護する介護者への支援を行っていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

成年後見制度、消費者被害防止の普及啓発、権利擁護が必要な人への意思決定支援への取り組みを進めていきます。虐待やセルフネグレクト等の権利侵害を早期に発見し、関係機関と連携しながら個別の状況に対応していきます。

具体的な展開として、地域に向けては町内会館等で行われているサロンに出向く形での普及啓

発、広報紙や SNS を活用した情報発信、消費者センター等や中区 6 地域ケアプラザでの協力による講座開催や情報発信に取り組んでいきます。個別ケースへの対応としては、中区高齢・障害支援課ケースワーカー及び保健師職、中区社会福祉協議会地区担当職員と定例カンファレンス（毎月）が行われており、情報共有と対応の検討や協議を行っていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーが高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支えることができる。そのようなケアマネジメントの実践を支援していきます。介護保険サービスに捉われず、インフォーマルサービスを活用して地域で支えていく体制ができること、個別ケースや地域ケア会議の開催を通じ、民生委員とケアマネジャーとの間の連携支援に取り組んでいきます。

具体的な展開としては、民生委員とケアマネジャーとの交流会の開催、地域課題である認知症の方への支援について共有する機会を作っていきます。また、中区 6 包括の共催で行っているケアマネサロンでは、生活支援コーディネーターの業務の内容をケアマネジャーに周知することや、地域で活動するケアマネジャーや事業所が連携、情報共有を図れるネットワーク構築を進めていきます。医療連携ではケアプラザ協力医の新妻クリニックの新妻先生と共に、「Wa 医療の輪！」を隔月開催し、勉強会としても情報交換や相談が気軽に出来る場としても、継続させていただきます。中区 6 包括主任ケアマネジャー部会として新任ケアマネジャーを対象としたケアマネジメントの基礎知識等実践に繋がる実習を行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

個別課題や地域課題の解決に向け、医療機関と介護事業所等（個人、組織及び団体）が、日常の中で必要な情報や各々が抱える問題・課題等を互いに円滑に共有し、一体的な支援・サービスを行うことができるネットワークの構築を進めます。具体的には、介護予防事業の中での在宅医療や ACP 普及啓発に向けた発信、もしも手帳の紹介等への取り組みを継続するとともに、ケアプラザ協力医や歯科医師や薬剤師による住民向けの講座開催の企画にも取り組んでいきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、

具体的に記載してください。

適切な支援に繋がっていない高齢者に対し、公的サービス、社会資源の活用により、自立に資するケアマネジメントが行われることを目指し、具体的な課題やニーズを吸い上げ、資源開発や地域づくり、政策形成につなげていきます。個別地域ケア会議で抽出された地域課題を包括レベル地域ケア会議に展開し、課題解決に向けて地域住民と共に取り組んでいきます。

具体的には地域課題の一つである「一人暮らしの認知症高齢者の支援」について、個別ケース地域ケア会議においては関係各機関で情報共有し、課題の吸い上げを行いました。その課題検討を行う場として包括レベルの地域ケア会議の開催につなげています。このように個別ケースを通して見えた地域の課題を包括レベル地域ケア会議で住民や関係機関、民間企業とも連携し、新たなネットワークづくりや取り組みに繋げること、これまでの取り組みを発展させていかれるように取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

法人はケアプラザや特別養護老人ホームなど介護保険施設を複数開設しており、これらの施設での業務経験等を考慮し、また、事業を遂行する上で必要な知識と経験のある人材を採用して、配属先での業務内容や地域特性を見極め、適切な職員を確保するとともに、その資質を向上していくための研修等の機会を適切に配慮しながら育成に取り組んでいます。

事業の推進に向けては、保健・医療・福祉関係機関など多様な主体との連携を図ります。地域活動交流及び生活支援コーディネーターが把握している情報を活用し、要支援1・2または事業対象者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう支援計画を作成し、適切なサービスや社会資源へ繋がります。

居宅介護支援事業者への業務委託については、公正中立な立場であることを踏まえ、ハートページ等の情報を提示し、利用者の選択を最優先に事業所を選定します。居宅介護支援事業者へ委託しているケースの担当省会議等には積極的に出席し、ケアマネジャーや利用者を支援していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

通いの場の参加者たちがフレイルになることで、継続した活動が困難になるリスクがあることから、高齢化率が高くケアプラザまでの距離がある地域に対し、重点的にアプローチしていきます。地域の特徴としてオーラルフレイルのリスクが高いため、その点を踏まえて取り組んでいきます。

具体的には地域リハビリテーション活動支援事業等を活用し、通いの場に PT・OT・ST 等の講師を派遣することにより、オーラルフレイルを含めたフレイル予防についての知識と予防習慣の普及を目指します。ケアプラザを会場とする介護予防普及強化事業、町内会館や団地集会所等を会場とした出張介護予防講座や体力測定会はその様子をブログやインスタグラムで発信し、地域における介護予防への関心を高め、体力測定会の担い手となる健康づくりサポーターの人材発掘や活動支援にも繋げていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

個別課題や地域課題の解決に向け、住民、専門職、関係機関を含む多様な関係者（個人、組織及び団体）が、必要な情報や各々が抱える問題・課題等を、互いに円滑に共有することができるネットワークの構築が進められてきました。今後もネットワークを発展させていくことで、関係者間の連携促進を図っていきます。

具体的には地域ケア会議や協議体等の積み重ねの中で、区役所、中区社会福祉協議会との連携はもちろん、民生委員をはじめとする地域の方々、ケアマネジャーやサービス事業所等の支援関係者、郵便局や企業商店等、地域で顔の見える関係が築けてきました。今後も情報交換や意見交換の場を定期的に設けていくことで、ネットワークを発展させていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針

介護保険の基本理念である「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえ、必要なサービスが提供されるよう居宅サービス計画を作成し、利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

また、一人でも多くの利用者に適切なサービスが提供され在宅生活が継続できるよう、ケアマネジャー毎に目標担当件数を35件以上と定め、質の高いケアプランを作成します。

地域の身近な相談・支援の窓口として、サービス提供地域の事業所、関係機関、住民から信頼される事業所を目指し、法人全体で事業体制を推進し地域に貢献していきます。

「利用者アンケート」を年1回実施し、利用者の声を真摯に受け止め、寄せられた苦情や要望を所内で検討した上でサービス改善に繋げていきます。

指定介護予防支援事業者との連携体制

併設する地域包括支援センターや介護予防支援事業所との強みを生かし、部門間で情報連絡会議を行い、きめ細やかな情報共有に取り組み、公的な介護給付サービス以外の住民による自発的な活動等によるインフォーマルサービスの利用も含め、地域資源の活用をケアプランに位置づけていきます。また、生活課題が複雑・困難なケースへの対応も部門連携による迅速な対応により、積極的に受け入れていきます。

法人内拠点施設との連携

近年介護疲れによる事件やトラブルが多く報道されるなど、家族などの介護者が適切に休養するためのレスパイトケアが非常に大切となっており、日々の在宅支援に加えて、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した支援が求められています。

当法人では市内に6ヶ所の特別養護老人ホームの運営を行っており、各施設において短期入所生活介護のサービス提供を行っています。そのうち4拠点は従来型施設としての運営を行い、費用負担が少なく生活に困難を抱える方にも幅広くご利用いただけるセーフティーネットとしての機能を有しています。介護者の緊急入院や虐待事例等の緊急利用にも対応し、同一法人の強みを生かした迅速な対応に努めています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 *デイあり施設のみ記載してください

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営方針

介護保険の基本理念である「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本とし、利用者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、家庭的で温かい気軽に利用できる交流拠点を目指し支援していきます。

また、地域の実情を踏まえ、デイサービスがその地域に必要な支援を提供するため、地域の特性やニーズを理解し、それに基づいた柔軟なプログラムやサービス提供に努め、年間を通して1

日の平均利用 28 名を目指し、地域に根差したサービスを提供していきます。

品質向上への取り組みとして「利用者アンケート」を年 1 回実施し、利用者の声を真摯に受け止め、寄せられた苦情や要望を所内で検討した上でサービス改善に繋げていきます。

プログラム

要介護状態の悪化・予防や生活機能の維持・向上を目指し、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるという目的を達成する手段として、利用者のニーズに応じた「個別機能訓練」の提供に力を注ぎ、利用者の ADL、QOL の維持・向上につなげていきます。

また、生活機能改善機器の利用や手芸、脳トレ、集団でおこなうレクリエーションゲームなどプログラムを豊富に用意し、利用者同士の趣味や交流の機会を提供していきます。

高齢者にとっては、栄養バランスの良い美味しい食事が健康を維持するために大切です。安全な食事の提供にあたり、月毎に給食業者との綿密な打ち合わせおこない、利用者の健康状態や嗜好に合わせた食事の提供、食材の選定・調理方法の工夫など、食事サービス全般において高い品質を維持していくことで食事を通じたコミュニケーションの場の提供に努めるとともに、利用者の健康状態や食事に関するニーズを定期的に評価し、プログラムやメニューの改善に取り組んでいます。

業務効率化

デイサービスの運営においては、人材不足や労働コストの増加など業務の効率化が重要な課題となっています。こうした問題を解決するために、業務管理システムの利用をはじめ、利用者とのコミュニケーションを支援する生活機能改善機器の導入促、柔軟な働き方を支援するアプリの利用促進などのデジタル技術の活用を進め、デイサービスの運営管理がより効率的に行われ、スタッフの負担軽減やサービスの品質向上を実現していきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域住民の高齢化が進行していることや、地域での住民相互のつながりが希薄化している現状から、地域に一番身近な施設である地域ケアプラザの役割は重要と考えます。また、今後も地域包括ケアシステムの中心を担う施設として、果たすべき機能は大きいものです。その施設維持の源泉となる施設管理料は、それぞれの専門職を雇用、育成しながら維持することを考えた場合に

は不足することが考えられますが、実施する居宅介護支援事業（介護保険事業）の収入とバランスをとることで施設全体としての収支を維持していきます。

法人としては平成４年度からケアプラザ運営を行う中で得た知識、経験があります。それを軸に、法人が契約する会計事務所等の専門家を交えながら将来必要となる人件費の増加や機器の更新等の長期的な視点も持った上で、法人拠点間による強みを活かし、サービス向上と経費削減を実現した運営に取り組みます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業の際の飲食にかかる費用、資料代、その他実費負担することが望ましいと考えられるものについては、参加者に説明を行い、理解を得た上で実費を徴収していきます。これにより、費用面での負担軽減と参加に対する意識向上を図るという、効率性と活動の自立を目指した支援の両立を目指します。また、自主事業の運営にあたりボランティアを積極的に受け入れることについて、生きがい支援、地域資源の開発を目指しつつ、運営費の低予算化のための工夫にもなる取り組みとして進めていきます。

その他、法人他施設で検証し効果が実証できた水道節水コマの導入や、備品の共同購入を進めることで、日々の運営経費を小さく、そして確実に低減させることを追求します。

指定管理料提案書
(横浜市本牧和田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	10,725,000円	10,725,000円	10,725,000円	10,725,000円	10,725,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	3,016,000円	3,016,000円	3,016,000円	3,016,000円	3,016,000円
事業費		講師謝礼金400,000 事業材 料費350,000円 広報費 60,000円 保険料20,000円 事業参加費△330,000円	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		旅費交通費30,000円 消耗品 費860,000円 印刷製本費 200,000円 通信運搬費 380,000円 保険料 100,000円 研修費50,000 円 手数料50,000円 賃借料 130,000円	☐	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	4,656,000円	4,656,000円	4,656,000円	4,656,000円	4,656,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				19,950,000円	19,950,000円	19,950,000円	19,950,000円	19,950,000円
うち団体本部経費								

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+ (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	18,280,500円	18,280,500円	18,280,500円	18,280,500円	18,280,500円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	6,362,500円	6,362,500円	6,362,500円	6,362,500円	6,362,500円
事業費		講師謝礼金27,000円 中区地 域ケアプラザ参加費用8,000円 主任ケアマネ主催事業10,000 円	□	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円	45,000円
事務費		通信運搬費50,000円 賃借料 30,000円 手数料3,000円 消耗品費32,000円 保守料 30,000円 保険料5,000円 会費10,000円 研修費 30,000円 印刷製本費5,000 円 旅費交通費5,000円	□	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,180,000円	1,180,000円	1,180,000円	1,180,000円	1,180,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-1,044,000円	-1,044,000円	-1,044,000円	-1,044,000円	-1,044,000円
合計				25,780,000円	25,780,000円	25,780,000円	25,780,000円	25,780,000円
うち団体本部経費								

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目				積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額									
						令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度					
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐												
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐												
事業費			☐												
事務費			☐												
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>													
合計												6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費															

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師謝礼金130,000円 広報費10,000円 消耗品費14,000円	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市本牧和田地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.2500人	1.2500人	1.2500人	1.2500人	1.2500人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.2500人	3.2500人	3.2500人	3.2500人	3.2500人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長が各部門の業務マネジメントを行い、地域ケアプラザの目標を示していきます。地域ケアプラザ運営事業においては、コーディネーターのほか、事業の企画・運営をはじめ、施設貸出業務等の補助にサブコーディネーター4名を配置します。生活支援体制整備事業においては、コーディネーターを軸に、各部門との連携を図り事業を推進します。地域包括支援センター事業においては、3職種各1名配置とし、他部門と協働で地域支援事業等に取り組みます。

収支予算書
(横浜市本牧和田地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,950,000円	19,950,000円	19,950,000円	19,950,000円	19,950,000円
		地域包括支援 センター運営事業	25,780,000円	25,780,000円	25,780,000円	25,780,000円	25,780,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			52,069,000円	52,069,000円	52,069,000円	52,069,000円	52,069,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	3,447,000円	3,447,000円	3,447,000円	3,447,000円	3,447,000円
		居宅介護支援事業	21,668,000円	21,668,000円	21,668,000円	21,668,000円	21,668,000円
		通所系 サービス事業	88,247,000円	88,247,000円	88,247,000円	88,247,000円	88,247,000円
				113,362,000円	113,362,000円	113,362,000円	113,362,000円
	その他収入		3,880,000円	3,880,000円	3,880,000円	3,880,000円	3,880,000円
		169,311,000円	169,311,000円	169,311,000円	169,311,000円	169,311,000円	
支出	内訳	人件費	127,908,000円	127,908,000円	127,908,000円	127,908,000円	127,908,000円
		事業費	12,205,000円	12,205,000円	12,205,000円	12,205,000円	12,205,000円
		事務費	13,045,000円	13,045,000円	13,045,000円	13,045,000円	13,045,000円
		管理費	12,573,000円	12,573,000円	12,573,000円	12,573,000円	12,573,000円
		その他	3,580,000円	3,580,000円	3,580,000円	3,580,000円	3,580,000円
			169,311,000円	169,311,000円	169,311,000円	169,311,000円	169,311,000円
	うち団体本部経費						
収支			0円	0円	0円	0円	0円

団体の概要

(令和 7 年 2 月 10 日現在)

[illegible]

財務状況 ※直近3か年の の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	5,430,290 千円	5,446,028 千円	5,630,093 千円
	総支出	5,397,799 千円	5,570,266 千円	5,455,514 千円
	当期収支差額	32,490 千円	△124,238 千円	174,579 千円
	次期繰越収支差額	4,797,747 千円	4,594,320 千円	4,679,482 千円
連絡担当者	【所 属】			
	【氏 名】			
	【電 話】			
	【F A X】			
	【E-mail】			
特記事項				